

令和2年4月30日

## 公社一般賃貸住宅の家賃等の支払いに関する特別措置について

広島県住宅供給公社

広島県住宅供給公社では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により、一時的に家賃及び共益費（以下「家賃等」という。）の支払いが困難になったご契約者に対し、下記のとおり支払期限を延長（一定期間支払猶予）する特別措置を実施することとしましたので、お知らせいたします。

### 1 特別措置の内容

#### (1) 対象期間

お申し出いただいた月から令和2年12月分までの家賃等（最大3か月分）

#### (2) 延長期間（支払猶予期間）

令和3年3月31日まで

※この特別措置は支払期限の延長(支払猶予)であり、延滞金は発生しませんが、家賃等の免除ではありませんのでご注意ください。

### 2 対象となるご契約者等

#### (1) 対象となるご契約者

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により、家賃等の支払いが困難になったご契約者、または困難になることが見込まれるご契約者（個人・法人ともに）

#### (2) 対象となる契約

一般賃貸住宅の賃貸借契約

#### (3) 支払期限延長（猶予期間）の対象となる家賃等

令和2年5月分から令和2年12月分までの家賃等（最大3か月分）

#### (4) 受付開始日

令和2年5月1日（金）から受付を開始します。

### 3 手続き・流れ

- ① 特別措置の適用を希望する方は、下記窓口までお問合せください。
- ② 公社担当者と支払猶予期間やその後の支払計画についてご相談いただき、支払計画を作成します。
- ③ 支払計画を記載した「願出書」を郵送しますので、内容をご確認いただき記名押印の上ご返送ください。
- ④ 「願出書」が公社に到着後、内容を確認し決定します。
- ⑤ 「支払猶予承諾書」と「願出書」の写し（お客様控え）を郵送します。
- ⑥ 猶予期間終了後、支払計画に従いお支払いください。

### 4 ご注意事項

- ・猶予期間終了後は、計画どおりお支払いください。  
お支払いいただけない場合、滞納扱いとなりますのでご注意ください。
- ・お支払期間中に退去等の事情が生じた場合、退去時に未払額を一括してお支払いいただきます。

#### 【お問合せ・ご相談は】

広島県住宅供給公社住宅部住宅管理担当へ TEL 082-248-2272（平日9時から17時）

## 公社賃貸施設の賃料等の支払いに関する特別措置について

広島県住宅供給公社

広島県住宅供給公社では、公社賃貸施設（店舗兼住宅含む）において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により、一時的に家賃及び共益費（施設と併せて契約する駐車場使用料を含む）（以下「賃料等」という。）の支払いが困難になったご契約者に対し、下記のとおり支払期限を延長（一定期間支払猶予）する特別措置を実施することとしましたので、お知らせいたします。

### 1 特別措置の内容

#### (1) 支払期限延長（支払猶予）の対象

賃貸借契約に基づく月額賃料等（令和2年12月分まで）

#### (2) 支払期限延長（支払猶予）の賃料等支払期間

猶予期間：お申し出いただいた月から最大6か月間

支払期間：猶予期間満了月の翌月から、最大12か月間

※お支払いは、月額賃料等に猶予分を上乗せし、ご請求させていただきます。

※この特別措置は支払期限の延長（支払猶予）であり、延滞金は発生しませんが、賃料等の免除ではありませんのでご注意ください。

### 2 対象となる物件等

#### (1) 対象物件

公社が所有・管理する賃貸施設。ただし、一時的に期間を定めて使用承諾している物件及び土地のみの賃貸物件の賃借人は除きます。

#### (2) 対象となるご契約者

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により、賃料等の支払いが困難になったご契約者、または困難になることが見込まれるご契約者（個人・法人ともに）

#### (3) 対象の要件

- ① 上記対象物件の賃借人であり、契約内容どおり、原則として直近1年以上の営業実績があること。
- ② 新型コロナウイルスの影響で経営状況が悪化している旨を確認できる資料・書面を提出できること。

### 3 受付開始日 令和2年5月1日（金）から受付を開始します。

### 4 手続き等

- ① 特別措置の適用を希望する方は、下記窓口までお問合せください。
- ② 公社担当者と支払猶予期間やその後の支払計画についてご相談いただき、支払計画を作成します。
- ③ 支払計画記載の「願出書」を郵送しますので、内容をご確認いただき、記名押印の上ご返送ください。
- ④ 「願出書」が公社に到着後、内容を確認し、支払猶予を決定します。
- ⑤ 「支払猶予承諾書」と「願出書」の写し（お客様控え）を郵送します。
- ⑥ 猶予期間終了後、支払計画に従いお支払いください。

### 5 ご注意事項

- ・猶予期間経過後は、計画どおりお支払いください。  
お支払いいただけない場合、滞納扱いとなりますのでご注意ください。
- ・お支払い期間中に退去等の事情が生じた場合、退去時に未払額を一括してお支払いいただきます。

#### 【お問合せ・ご相談は】

広島県住宅供給公社住宅部住宅管理担当へ TEL 082-248-2272（平日9時から17時）